

資料2-4

イノベーション創出のための地域の大学の機能強化について

内閣府 地域科学技術施策WG事務局

第1回地域科学技術施策WG

平成20年1月30日(水) 中央合同庁舎4号館共用第4特別会議室

産学官連携に関する制度改革等の経緯

- ➡ 平成10年 「大学等技術移転促進法」(TLO法)制定
- ・TLO(技術移転機関)の整備促進、現在45のTLOの承認
- 「研究交流促進法」改正
- ・共同研究に係る国立大学等の敷地の廉価使用許可

- ➡ 平成11年 「産業活力再生特別措置法」制定
- ・国の委託研究成果を実施機関へ移転することができる。
(日本版バイドール規定)

- ➡ 平成12年 「産業技術力強化法」制定
- ・TLOの国立大学等の施設の無償使用許可
 - ・民間への技術移転のための国公立大学教官及び国公立試験研究員の民間企業役員の兼業規制緩和

- ➡ 平成13年 「大学発ベンチャー1000社計画」の発表
- ・平成17年に計画達成

平成14年 大蔵省管財局長通知(蔵管1号)の改正

- ・大学発ベンチャーの国立大学等の施設使用許可

「知的財産基本法」制定

- ・大学等は、人材の育成、研究、研究成果の普及に自主的かつ積極的に努める責務

- ・平成15年度から「大学知的財産本部整備事業」実施

「地方財政再建促進特別措置法施行令」改正

- ・地方公共団体の要請に基づき国立大学等が行う科学技術に関する研究開発等の実施に要する経費について、寄附金等の支出が可能。(平成19年に運用の弾力化)

平成15年 「特別共同試験研究税額控除制度」の創設

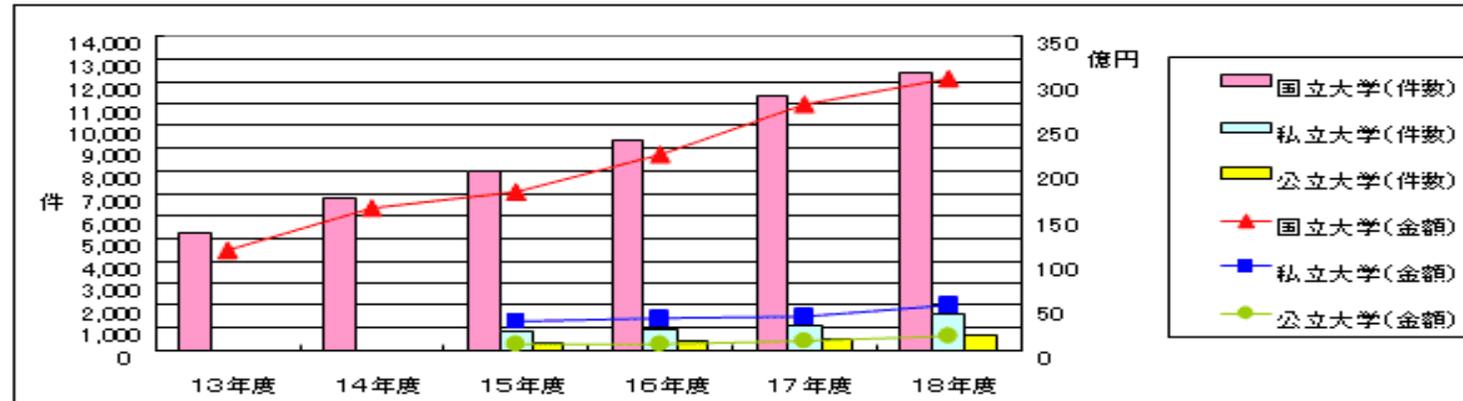
- ・産学連携を促進するため、大学、公的研究機関等との共同研究・受託研究について、試験研究費の額の12%相当額を控除。当初3年間は3%上乗せで15%を税額控除。

平成16年 「国立大学法人法」施行

- ・教職員の身分が非公務員となり、各国立大学等が自主的、自立的に教職員の人事制度を設定
- ・承認TLOへの出資が可能

共同研究、特許等の件数の推移

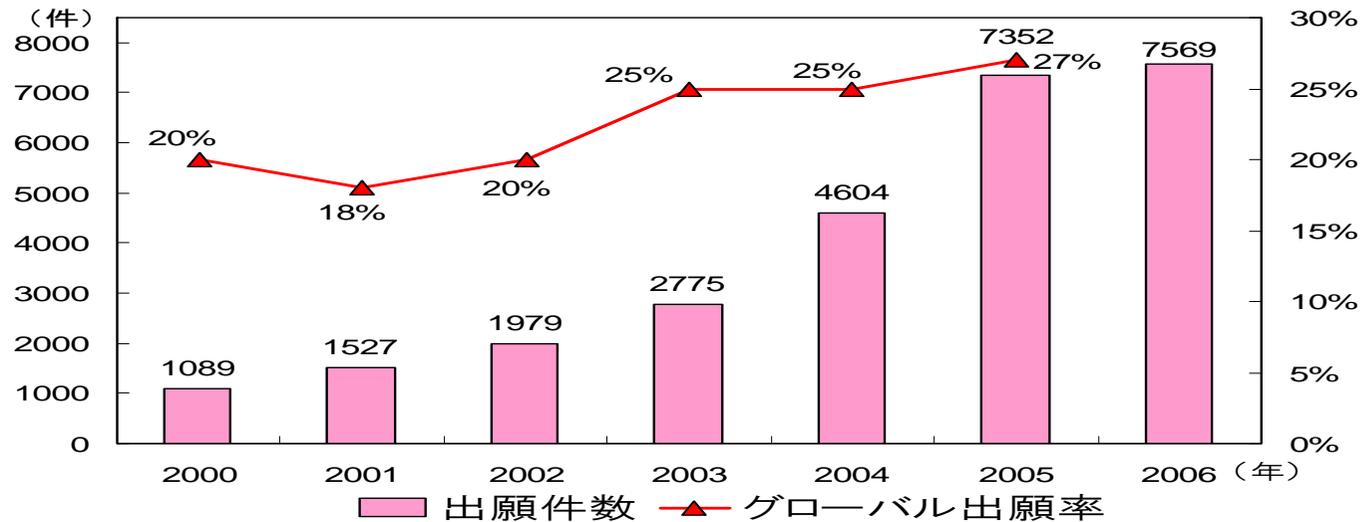
大学等における共同研究実施状況の推移



(5, 264) (6, 767) (9, 255) (10, 728) (13, 020) (14, 757)

※()は、国公立大学等における民間企業等との共同研究件総数

我が国の大学・承認TLOからの特許出願件数及びグローバル出願率の推移



「平成18年度大学等における産学連携等実施状況調査」(文部科学省)より

「大学知的財産本部整備事業」の実施機関 地域別分布図（19年度）

(注) 1. 〃（下線）はスーパー産学官連携本部選定機関（6機関（H17～））を示す。
 2. ☆は国際的な産学官連携の推進体制整備選定機関（12機関（H19））を示す。
 ※は特色ある国際的な産学官連携の推進機能支援プログラム5件（6機関）を示す。

